



(二) 恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未歸還者留守家族等援護法の一部が改正されました!!!

去る第二十二回国会で右三法の一部改正が成立し、何れも十月一日より施行せられることになりました。何れも身近な問題です。よく読んで御理解戴きたく思います。

◎恩給法の一部を改正する法律の一部改正について

一、旧軍人の仮定俸給額を円ベースに号俸が引上げられ、これに伴う支給措置は本年十月分から実施されます。但し国家財政の関係から本年十月分より昭和三十一年六月分までは増額の二分の一を支給し完全支給は昭和三十一年七月分から支給されます。

二、旧軍人、準軍人、旧軍属(恩給法上の軍属)と

しての実在職年、一年以上七年未満の実在職年は恩給の基礎在職年として合算されることになります。

三、改正措置により新たに普通恩給をさせられるこ

とになる者が既に一時恩給、一時扶助料を給せら

れています。併し前記合算措置によりその基礎在職年が所要最短年限(准士官以上十三年、下士官以下十二年)

を越える部分に於ける在職年数は算入されません

ました。

四、戦犯者の在職年が

普通恩給の権利を取得でき

る者及び遺族については

一年以上七年未満の実在職年を合算しません。

五、戦犯者の範囲拡大に伴

ての恩給が支給されます

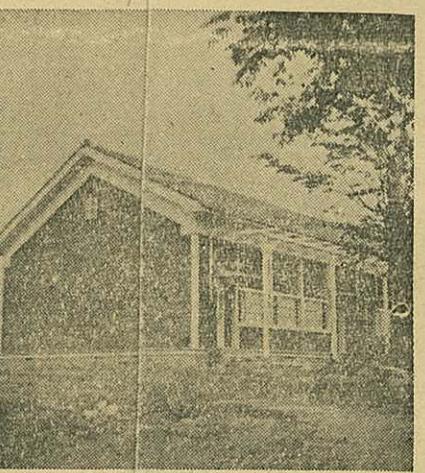
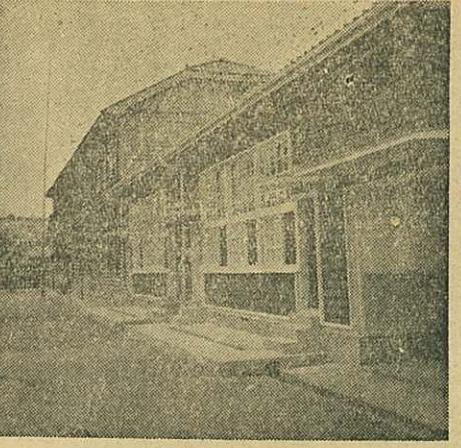
これが公務傷病とみな

される者又は遺族に対し相

当の恩給が支給されます

六、公務死の範囲拡大に伴

ての恩給が支給されます



審査会に於て公務死と同に算入されます。五、戦犯者がその拘禁期間中自己の責に歸することの出来ない事由により受傷病した者と同視することを適當と認めた場合は、

七、一時恩給、一時扶助料を支給されます。

但し右受傷病による死亡に関し旧恩給法の特令支給されます。

四、事務地又は戦地勤務の軍属(陸海軍部内の文官を含む)が事又は戦争による勤務に關連する傷病により死亡した場合は、

五、戦没者の三親等内の親族で戦没者の死亡当時の生計者と生計関係を有し又葬祭を行つた者には弔慰金が支給されます。

九、軍属が在職期間内に公務上負傷又は疾病に罹りこれにより六項症以上の不具廢疾となつた者で昭和二十七年四月一日前死亡した場合に於ても遺族年金が支給されます。

二、戦争裁判による拘禁中の死亡した者で厚生大臣が公務上の負傷又は疾病により死亡した者と同視することを相当と認めた場合は遺族年金、弔慰金が支給されます。

三〇一四〇%の審査会に於ては普通恩給、扶助料、遺族年金等の裁定があつた場合はその内訳とみなし支給金額から差引かれます。

八、軍人、軍属(陸海軍部内の文官を含む)が事又は戦争による死亡を公務上の傷病による死亡と同視したときはその遺族に遺族年金、弔慰金が支給されます。

九、軍人、軍属(陸海軍部内の文官を含む)が事又は戦争による死亡を公務上の傷病による死亡と同視したときはその遺族に遺族年金、弔慰金が支給されます。

一、松浦町島田清次氏より亡母の香典返として三月間引き支給されます。

一、波多津町筒井分校子供会より二千五百円也、炭薪欠食児童救済資金として寄贈

権、失格事由のない限り又は弔慰金が支給されますが、弔慰金についても限ら

た場合に於ては遺族年金又は弔慰金が支給されますが故意又は重大な過失に

十六年十二月八日以後、戰地に於ける在職期間内に受傷又は疾病に罹り、それが原因で死亡した場合に於て、その受傷病が故意又は重大な過失に

十六年十二月八日以後死亡したものに限ら

は昭和十六年十二月八日以降死亡したものに限ら

れています。

一、松浦町島田清次氏より亡母の香典返として三月間引き支給されます。

一、波多津町筒井分校子供会より二千五百円也、炭薪欠食児童救済資金として寄贈

を除く)

死亡が判明した場合はその死亡が判明の翌月から六ヶ月間引き支給されます。

一、波多津町筒井分校子供会より二千五百円也、炭薪欠食児童救済資金として寄贈

死亡が判明した場合はその死亡が判明の翌月から六ヶ月間引き支給されます。</